

記 載 例

大規模開発事業基本事項届出書

(仮 称) ○ ○ ○ ○ 住 宅 計 画

令和 年 月 日

住所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名：○○○○○○○○○○○○

大規模開発事業基本事項届出書

令和 ○○年○○月○○日

(宛先) 鎌倉市長

住所 ○○県○○市○○
 事業者 氏名 株式会社○○ 代表○○ ○○ 印
 電話 ○○○ (○○○) ○○○○
 住所 ○○県○○市○○
 代理人 氏名 株式会社○○ 代表○○ ○○ 印
 電話 ○○○ (○○○) ○○○○

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

鎌倉市まちづくり条例第26条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の目的	区画の分割 (○○区画)										
事業区域の地名地番	鎌倉市 ○○字○○ ○○番地 外○筆										
事業区域面積	00,000.00 m ² (■ 実測 □ 公簿)										
土地利用規制	区域区分	■ 市街化区域			□ 市街化調整区域						
	宅地造成工事規制区域	■ 区域内			□ 区域外						
	風致地区	■ 第2種風致地区			□ 区域外						
	用途地域	第一種低層住居専用地域 (容積率 80%/建蔽率 40%)									
	保全対象緑地	■ 区域内 (保全配慮地区)									
	その他	自主まちづくり計画 (○○自治会)									
土地利用の方針	現況の土地利用は、中央の雛壇状の雑種地とそれを取り囲む山林により構成されている。事業区域の85%が雑種地、山林で占められていて、山林部分を極力保全しながら雑種地部分を中心に戸建住宅地を造成するものである。										
公共公益施設の整備の方針	事業区域内に4.5~8.0mの道路と0.15ha、0.20haの2カ所の公園、200m ² の集会所用地を整備し、市に帰属するものとする。汚水については浄化槽をへて、○○○○雨水幹線支線に放流とする。										
環境及び景観の保全の方針	事業区域縁辺部の山林は、中世の街道 (○○○道) 沿いの緑地、火災の延焼防止に資する緑地、そして市街地の背景の緑地として他地域からの景観的資源となっており、極力保全していくものとする。										
土地利用	宅地	農地	山林	公共公益施設					その他		
				道路	公園	緑地	水路	その他			
現況	m ²	0000.00	000.00	00000.00	000.00			000.00		000.00	
計画	m ²	0000.00			0000.00	000.00	000.00	000.00	00.00	000.00	
事業目的概要	区画数 85			区画面積 平均 232 m ²							
	建築面積	延べ面積	棟数	階数	高さ	戸数					
	m ²	m ²			m						
切土	0000.00m ³	盛土	0000.00m ³	都市計画施設 なし							

(注) 裏面に記載した図書を添付してください。

事業計画概要書

事業の目的		区画の分割 (〇〇区画)
事業区域の地名地番		鎌倉市 〇〇字〇〇 〇〇番地外〇筆
事業区域の土地に対する権原取得等の状況		地権者 18名 (一部自己所有地) 所有権取得予定
事業区域内において予定されている建築物その他の施設の概要	建築物等の施設	一戸建て専用住宅用地85区画、最大320㎡、最小200㎡ 石積み擁壁 H=0~5m
	造成工事	切土：約00,000㎡、盛土：約00,000㎡、搬出入土：約00,000㎡、 処理方法：〇〇市内にて処理する予定
	給排水等の施設	給水：西側県道〇〇〇〇線の水道管より引き込む 汚水排水：浄化槽を経て〇〇〇〇雨水幹線支線へ放流 雨水排水：〇〇〇〇雨水幹線支線へ放流
	道路その他の施設	県道〇〇〇〇線に接続して、区域内に4.5~8.0mの道路を整備し市に移管する予定。公園は区域内に2ヵ所設置予定。
安全・防災対策の概要 (工事施行中の対策を含む)		施行に当たり、市の指導により土砂流出等の防止措置を講じるとともに、工事車両による交通事故防止に万全を期する。
開発行為等の着手及び完了の予定年月日		着手 令和 〇年10月 1日 (但し、法令に基づく許可後) 完了 令和 〇年12月25日
開発行為等が自然環境又は生活環境に与える影響等に関する事項		事業区域縁辺部のオニシバリーコナラ等の樹林地は延焼防止等の防災的役割や他地区からの景観的役割を担っていて、そのうちの約55%、面積では約1.38haの樹林地を保全している。
開発行為等が社会的、経済的又は文化的状況に与える影響等に関する事項		少子高齢化が進む中で、85戸の住宅開発は市のファミリー層の定住施策に寄与するとともに、固定資産税等の増収により市の財政運営にも寄与するものである。
市民に対する周知及び意見の聴取の時期、方法等に関する事項		まちづくり条例の規定に基づき標識の設置や住民説明会を実施していく。また、その他にも、住民要望に応じて、適宜説明会等を実施していく。
その他参考事項		計画地内にある生産緑地は区域から除く。

土地利用の方針書

（第一面）

事業の目的		〇〇〇〇住宅計画
事業区域の地名地番		鎌倉市 〇〇字〇〇 〇〇番地外〇筆
第3次鎌倉市総合計画との整合	利用区分ごとの利用方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の山林は防災・景観・緑地機能に留意しつつ、区域内樹林地の約55%を保全していく。 ・歩道の緑化、宅地内20%以上、接道部70%以上の緑化などにより緑の積極的な創造を図る。 ・住宅地については、石積みで雛壇状に整備し、水害、崖崩れなどの災害防止に努める。
	リーディングプロジェクトにおける主要な都市整備構想の方針に対処している事項	<p>【区域に入っている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市整備構想(実際の記述に際しては具体的に)に協調できる基盤整備、景観形成に努める。 <p>【区域に入っていない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業区域は主要な都市整備構想の区域には入っていない。
鎌倉市都市マスタープランとの整合	土地利用の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の山林は良好な居住環境の整備をめざして、自然的土地利用（保全緑地30%）と都市的土地利用（宅地率43%）のバランスに配慮しつつ保全をしていく。
	自然環境の保全・回復の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の約30%、樹林地の約55%、1.38haの樹林地を保全していく。 ・生物多様性の高い樹林地を中心にして緑地を保全していく。 ・造成のため、一時的に切土した部分は、切土する前の自然林にもどるような形で植栽を施していく。 ・0.15haと0.2haの2カ所の都市公園を整備していく。
	都市景観形成の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな自然環境に囲まれた、平均で約230㎡の区画面積をもつゆとりある戸建住宅地をめざして計画をしている。
	循環型のまちづくりの方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・調整池（〇〇〇t）の設置や透水性舗装の実施により、良質な水環境の向上を図るとともに、放流先の河川への負荷軽減を図っていく。

(第二面)

鎌倉市都市マスタープラントの整備合	交通システム整備の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地内の交通環境を守るために、県道以外への接続を避けて通り抜け交通を排除している。 ハンプ（車の速度を低く抑えるために車道の一部を盛り上げ舗装すること）の設置により車の進行速度を低め、歩行者の安全確保を図っている。
	住宅・住環境整備の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境と調和する戸建住宅を整備するために、平均230㎡の敷地規模を確保し、宅地内は20%以上の緑化を図る。
	都市防災の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 災害の防止につながる市街地を分節化する緑を保全していく。 道路緑化を行い、延焼防止機能をもつ緑地軸を創造していく。 避難場所となる公園を2カ所（0.35ha）設置していく。
	健康福祉のまちづくりの方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 主要道路は高齢者、障害者等も含め住民が安心して外出できるような歩道幅員2mの歩行空間の確保を図っていく。 多世代が気軽に利用できる公園の整備を進めていく。
	産業環境整備の方針に対処している事項	<p>(商業系)・周辺の住宅地との共存・調和に配慮しながら、魅力的な店舗、個性的な店舗を設置していく。</p> <p>(産業系)・周辺の住宅地との調和や街並みに配慮するために、幅15～20mの緩衝緑地を設けるとともに、敷地内の緑化にも努める。</p> <p>(住宅系)・隣接している工場があるため、工場側には緩衝帯15～20mを設ける。</p>
	観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動の拠点となる集会施設用地を整備していく。 市街地における自然とのふれあいが図られるように、樹林地を保全し、防災上の措置をした上で市に帰属する。
	拠点とゾーンの整備方針に対処している事項	<p>【該当する区域がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備方針に協調できる基盤整備、景観形成に努める。 <p>【該当する区域がない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該区域は拠点及びゾーンの区域には入っていない。
	地域名	〇〇〇〇地域
地域別方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮しつつ、若い人から高齢者までが住みやすい住宅地の整備を進めていく。 	

(第三面)

鎌倉市の緑の基本の計画と整合	歴史文化を守る緑の配置等の方針に対処している事項	・「中世の街道（〇〇〇道）沿いの緑地」に位置づけられている北側の樹林地のうち約1.38haを保全する。	
	生き物を育む緑の配置等の方針に対処している事項	・生物多様性の高い樹林地を中心にして、北側の樹林地を中心とする緑地約1.38haを一体的に保全する。	
	暮らしを支え豊かにする緑の配置等の方針に対処している事項		
	交流のふれあいを広げる緑の配置等の方針に対処している事項	・住宅計画にあわせて、地区住民の幅広い利用に対応できる都市公園を区域内に2カ所（0.15haと0.20haの合計0.35ha）整備していく。 ・主要道路の緑化を行い、楽しく歩ける道のネットワーク化を図る。	
	美しい景観をつくる緑の配置等の方針に対処している事項	・当該地の樹林地は、〇〇や〇〇〇を視点場とした場合に、市街地の背景をなす丘陵の緑地として保全する。	
	環境負荷を和らげる緑の配置等の方針に対処している事項	・縁辺部に位置する丘陵の樹林地を約1.38ha保全し、道路緑化も行つて市街地内の緑の軸を創造していく。 ・骨格緑地や支軸を支える緑の枝に位置づけられている尾根筋の緑地は、周辺緑地との連担性を確保するため保全する。 ・宅地内20%以上、接道部70%以上の緑化を図り、低負荷型の居住環境を創造していく。	
	安全を高める緑の配置等の方針に対処している事項	・「火災の延焼防止に資する緑地」位置づけられている北側の樹林地のうち約1.38haを保全する。 ・地区内主要道路は緑化を図り、住宅地内の避難ルートとなるように整備していく。	
	リーディング・プロジェクトの趣旨に対処している事項	緑地の確保	・〇〇保全配慮地区内の良質な緑地として北側の樹林地を中心とする緑地約1.38haを一体的に保全し市に帰属する。
		緑の質の充実	・市に帰属する緑地約1.38haは、十分な防災措置を講じる。 ・〇〇保全配慮地区内の緑地に隣接する住宅地として、緑地環境に配慮して、郷土の自然植生構成種を中心にして緑化を行う。
		緑のネットワークの形成	・市に帰属する緑地、都市公園、道路緑化が事業区域外の公園緑地とともに緑のネットワークを構成するように土地利用を計画する。 ・宅地内の緑化は郷土の自然植生構成種を中心にして行い、緑の連続性を高める。
緑の基本計画の実現のための施策方針に対処している事項	・事業区域の一部が〇〇保全配慮地区に含まれるため、その樹林地の概ねは市に帰属する緑地とした。 ・事業区域が風致地区の候補地に含まれるが、用途地域が第1種低層住居専用地域であり、予定建築物の高さが15mを越えることはない。		

環境及び景観の保全方針書

(第一面)

事業計画の名称		〇〇〇〇住宅計画
事業区域の地名地番		鎌倉市 〇〇字〇〇 〇〇番地外〇筆
鎌 倉 市 環 境 基 本 計 画 と の 関 連	大気 の 保 全 に 対 処 し て い る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中における粉じんについては、粉じんに関する規制基準を遵守する。
	水質・水量 の 保 全 に 対 処 し て い る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水は、合併処理浄化槽により良質な排水水質を確保する。 ・ 雨水は調整池（〇〇〇 t）の設置や透水性舗装の実施により放流先の河川への負荷軽減を図る。 ・ 工事中は、調整池（水溜）の設置等により汚濁水が直接河川に混入しないように配慮していく。
	騒音・振動 の 防 止 に 対 処 し て い る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車騒音の低減のため、ハンプ（車の速度を低く抑えるために車道の一部を盛り上げ舗装すること）を設置する。 ・ 工事中の騒音については、施工方法、施工機械等を吟味して、騒音に関する規制基準を遵守する。
	歴史的 環 境 の 保 全 に 対 処 し て い る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「中世の街道（〇〇〇道）沿いの緑地」に位置づけられている北側の樹林地のうち約1.38haを保全する。
生態系 の 保 持 に 対 処 し て い る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ オニシバリーコナラ群集地で一部スギ、ヒノキ植林地となっている北側の樹林地のうちの約55%、1.38haを保全していく。 	

(第二面)

鎌倉市の緑の基本計画と関連	地域制緑地の候補地の方針に対処している事項 (地区)	・地域制緑地の候補地に該当する土地が含まれていない。
	施設緑地の候補地の方針に対処している事項 (地区)	
	保全配慮地区の方針に対処している事項 (地区)	・〇〇公園、△△特別緑地保全地区との緑のネットワーク形成に配慮して、緑地、公園を配置し、道路緑化を行う。 ・生物多様性の確保に機能している飛び石上に分布する緑地として、また、市街地の背景をなす丘陵の緑地として、北側の樹林地を中心とする緑地約1.38haを一体的に保全する。 ・公園には緑視効果と質の高い緑を創出し、明るい空間として整備を図る。
	緑化地域の方針に対処している事項 (地区)	・緑化地域の候補地に該当する土地が含まれていない。
	緑化推進重点地区の方針に対処している事項 (地区)	・緑化推進重点地区の候補地に該当する土地が含まれていない。

(第三面)

鎌倉市景観計画と関連	構造別景観形成	景観地域の基本方針に対処している事項	(○○○○○) 地域		
			<ul style="list-style-type: none"> ・区域縁辺部の樹林地の保全を図ることにより、丘陵地の特色を生かした緑豊かな景観づくりに努めていく。 ・住宅地内の道路には街路樹(ケヤキやシラカシなど、周辺の緑地環境に配慮した樹種)を配置し、うるおいのある高質な住宅地の景観形成に努める。 		
		ベルトの基本方針に対処している事項	(○○○○○) ベルト		
			<ul style="list-style-type: none"> ・東海道線からの車窓景観を大切にするために、事業区域北側の尾根の緑地を保全していく。 		
		拠点の基本方針に対処している事項	(○○○○○) 拠点		
			<ul style="list-style-type: none"> ・○○○○○○○○の背景をなす自然環境として、事業区域北側の尾根の緑地を保全していく。 		
	類型別景観形成	土地利用類型別の景観形成の方針及び基準に対処している事項	区 域	() 区域	
			方 針		
			基 準		
	特定地区	特定地区における景観形成の方針及び基準に対処している事項	区 域	() 地区・該当なし	
方 針					
基 準					
眺望景観	眺望景観の保全、創出の方針に対処している事項	<p>【該当する眺望点がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山並みの稜線への眺望を確保するため建築物の高さを10m以下とする。 <p>【該当する眺望点がない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する眺望点がない。 			

環境及び景観に係る調査報告書

(第一面)

事業計画の名称		〇〇〇〇住宅計画		
事業区域の地名地番		鎌倉市 〇〇字〇〇 〇〇番地外〇筆		
環境に係る調査報告	共通調査項目	現況	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質及び土質の状況 ・土地利用の状況 	
		計画	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更行為を実施する区域及び変更方法 ・事業の実施に伴い設置される工作物の位置、規模及び構造 	
	大気汚染	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の搬入又は搬出のための自動車の運行台数 ・土石の搬入又は搬出のための経路 	
		対応方針	<p>粉じんの飛散を防止するための措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事の工種は土工、石積み工、舗装工が主である。粉じんの発生工種は、掘削工事と残土の搬出、資材、コンクリート等の搬入に使用するトラック、ダンプトラック及びコンクリートミキサー車等の通行によるものが考えられる。 ・粉じんの発生と飛散については、工事区域出入口に工事用車両の洗車施設を設け、車体やタイヤに付着した泥等の除去を行うとともに、工事用車両への飛散防止カバーの設置等の措置を講じ、影響がでないように努める。 ・工事中は、必要に応じ適宜散水を行う。
	交通安全	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・交通経路の状況 ・事業の実施区域に係る出入路の位置、構造及び使用の方法路 ・自動車の運行の時間及び出入りの回数 	
		対応方針	<p>交通安全確保のための措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域に係る出入りは、地方道〇〇〇線へ出入りする。この12時間交通量は、平成〇年度道路交通センサスによれば、約〇〇〇台であり、最盛期の工事車両は概ね〇〇〇台であり、その増加の程度は数%であり、現況交通量に著しい影響を及ぼすことはないものと考えられる。 ・工事中の安全対策に関して、事前に関係機関等と協議を行うものとし、交通安全対策上必要な施設（防護さく、立ち入り防止さく、カーブミラー、標識、点滅灯等）を設置するとともに、交通整理員の配置により事故防止に努める。 ・工事施工者及び作業員は地域に迷惑等をかけないようにすると共に、施工上の地域の要望には応えるものとする。

(第二面)

環境に係る調査報告	残土	調査項目	・残土の発生量及び処分の方法	
		対応方針	残土の運搬及び処分が生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	
	騒音	調査項目	・騒音に係る特定建設作業の実施の場所及び期間 ・騒音に係る特定建設作業の種類並びに使用する機械の種類、規模、能力構造、用途、配置及び使用時間 ・騒音に係る特定建設作業騒音の特定	
		対応方針	騒音によって生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・建設機械の中で特定建設作業として指定されている機械は、バイブロハンマーである。 ・騒音の規制基準は85dB以下であるため、80dBの対策型バイブロハンマーを使用する。
	振動	調査項目	・振動に係る特定建設作業の実施の場所及び期間 ・振動に係る特定建設作業の種類並びに使用する機械の種類、規模、能力構造、用途、配置及び使用時間 ・振動に係る特定建設作業振動の特性	
		対応方針	振動によって生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・建設機械の中で特定建設作業として指定されている機械は、バイブロハンマーである。 ・振動の規制基準75dB以下のものを使用する。 ・既存の文献資料に基づいて当該地における地質等を勘案して予測計算を行ったところ、事業区域境で71dBであった。従って、規制基準を下回っている。 ・建設機械の中で特定建設作業として指定されている機械は、バイブロハンマーである。 ・振動の規制基準75dB以下のものを使用する。 ・既存の文献資料に基づいて当該地における地質等を勘案して予測計算を行ったところ、事業区域境で71dBであった。従って、規制基準を下回っている。

(第三面)

環境に係る調査報告	気象	調査項目	風向き及び風速の状況	
		対応方針	風向きの変化等により居住環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・山林部分を含む開発であるが、山の陵線を残した谷戸から平地にかけての地形に合わせた住宅開発であり、日照や風向き及び風速に与える影響は少ないと思われる。また、建設される建築物が戸建て住宅のため、建築物による影響も少ないと思われる。
	水象・地象	調査項目	・降雨量の状況 ・河川の流量及び流速並びに流域水収支の状況 ・植物の生育状況 ・排水路の位置、規模及び構造	
		対応方針	傾斜地の崩壊を防止するための措置及び河川流量等の変化が居住環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・地形に合わせた雑壇状の開発であり、造成に伴う崖面については、石積み擁壁を設置している。 ・また、雨水の流出係数の変化をおさえるため、土地の改変面積を極力少なくし、また、造成法面については積極的に緑化を行う。合わせて、市の基準に基づいて計画雨水量を計算した上で、貯留型調整池（〇〇〇 t）の設置や透水性舗装の実施により放流先の河川への負荷軽減を図っている。
	動物	調査項目	・動物の生育の状況 ・貴重種又は重要種の動物の繁殖の状況及び生育環境の特性	
		対応方針	動物の生育に著しい影響を及ぼさないための措置等	・哺乳類、鳥類では人里周辺から都市化された地域に生息する種が確認され、両生、は虫類では、生息しそうな水域が存在しないため極めて生息の可能性が低い。また、昆虫類では生息環境である森林が連担していないため、貴重種及び注目すべき種の生息の可能性が低くなっている。以上のことから、特段の措置は講じていない。 ・鳥類では、カワセミの生息を確認し、は虫・両生類では、ニホントカゲを確認している。このため、動物に影響を及ぼさないような水辺環境の保持を図りつつ、水質を向上させるための再整備を行う。
	植物	調査項目	・現存植生 ・潜在自然植生 ・貴重な植物の種、群落及び植生の状況	

(第四面)

環境に係る調査報告	植物	対応方針	植物の生育に著しい影響を及ぼさないための措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査で明らかにした植物種及び群落の中には法律等で定めた貴重なものは含まれていない。また、神奈川県環境影響評価技術マニュアルによる貴重な植物群落及び貴重な植物の種、環境庁による貴重種及び「我が国における保護上重要な植物種の現状」と照合した結果、現地調査により確認された植物の中にはこれらに該当するものは含まれていない。以上のことから特段の措置は講じていない。 ・良好なスダジイ林の自然植生があり、その部分を緑地として保全する形の土地利用を図っている。
	生態系	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・植物に係る生態系を構成する植物、動物その他の要素の状況 ・食物連鎖 	
		対応方針	植物に係る生態系を適切に維持するための措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・植物群落では、オニシバリーコナラ群集地で一部スギ、ヒノキ植林地となっている。 ・植生自然度では、自然度○のやや高い群落として、オニシバリーコナラ群集が存在するが、これは市街化が進む中で斜面に残された林地とみられる。 ・造成部分は、スギ、ヒノキ植林地を主とし、オニシバリーコナラ群集地は自然緑地として保全している。
	文化財	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の分布の状況 ・文化財の保存の状況 	
対応方針		文化財に著しい影響を及ぼさないための措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県文化財目録及びその位置図、埋蔵文化財遺跡地図により分布状況を調査した。 ・鎌倉市の史跡等は、市街地中心部に多く見られるが、当該事業区域やその周辺には存在しない。周知の埋蔵文化財は、当該区域に近接するものとして、「○○○○○○やぐら群」があるが、100m以上離れている。 ・当該区域には、○○○○遺跡が存しており、その部分の現状保存を図っていく。 	
景観に係る調査報告	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点の位置及び利用の状況 ・景観を構成する要素の状況 ・主要な眺望点からの眺望の範囲 ・主要な景観資源の位置、数、特徴、保存及び活用状況 ・事業の実施に伴い設置される建築物及び工作物の位置、規模、形態、色彩及び供用の方法 		
	対応方針	主要な眺望点からの景観に著しい影響を及ぼさないための措置等		

